

大阪府における指導監査について

大阪府福祉部

地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

令和5年6月作成

※新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、指導監査の時期や監査体制などを変更する場合があります。

1. 過去2カ年度の指導監査の結果及び
注意点について

2. 令和5年度指導監査実施方針について

指導監査結果の公表①

◆指導監査の実施状況（令和4年度実績）

	社会福祉法人	社会福祉施設					
		施設計	内 訳				
			老 人	児 童	障がい	その他	
対 象 数	195	362	55	244	57	6	
実 施 数	42	56	5	49	0	2	
実 施 率	21.5%	15.4%	9.1%	20.1%	0%	33.3%	
文 書 指 摘 数 (件)	法人運営	49	---	---	---	---	---
	法人会計	38	---	---	---	---	---
	職員処遇	---	37	7	30	0	0
	利用者支援	---	73	1	72	0	0
	食事提供	---	3	1	2	0	0
	施設会計	---	5	1	4	0	0

※対象数は令和4年4月1日現在。実施数、文書指摘数は令和5年2月末現在。

施設計362は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム除く。

内訳のうち、その他の施設は、救護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設。

◆指摘事項の概要

～「法人運営」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①理事会に関すること	12	24.5%
②評議員会、評議員会に関すること	11	22.4%
③理事に関すること	11	22.4%
④監事に関すること	6	12.2%
⑤その他	9	18.3%
合計	49	—

◆指摘事項の主な例

1. 定時評議員会の招集について(法第45条の9第1項ほか)

- ・評議員会の日時、場所及び議題が理事会の決議により定められていないので、今後は決議により定めること。

2. 理事長等による職務執行報告について(法第45条の16第3項)

- ・理事長は、定款に定める毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告を行うこと。

3. 理事について(法第44条第4項)

- ・理事の中に、施設の管理者が含まれていないので、理事の構成を見直すこと。

4. 監事について(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条)

- ・監事の出席義務が履行されていないので、理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。

◆指摘事項の概要

～「法人会計」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①規程・体制に関すること	26	68.4%
②会計帳簿に関すること	2	5.3%
③附属明細書等に関すること	2	5.3%
④その他	8	21.0%
合計	38	—

◆指摘事項の主な例

1. 予算の執行及び資金等の管理に関する体制について (留意事項1(1))

- ・会計責任者と固定資産管理責任者が同一人。経理規程上、不適切であるため、これを是正すること。

2. 計算処理について

- ・残高証明書と財産目録及び貸借対照表が一致していないので、是正すること。

3. 附属明細書について(会計省令第30条、運用上の取扱い26、別紙3⑦)

- ・国庫補助金等特別積立金明細書が独自様式となっており、必要な情報が開示できていない。会計基準に定める所定の様式で作成し、各拠点別の積立額・取崩額等を表示できるようにすること。

◆指摘事項の概要

～「職員処遇」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①各種規程に関すること	21	56.8%
②人事管理に関すること	10	27.0%
③職員の健康管理に関すること	3	8.1%
④その他	3	8.1%
合計	37	—

◆指摘事項の主な例

1. 就業規則、給与規程について（労基法第89条、同第1項）

・職員の給与や手当について、就業規則や給与規程上の支給内容と齟齬があったので、整合を図ること。

2. 人事管理について（労基法第108条）

・施設長及び職員の出勤実態が確認できなかった。出勤簿等を作成し、勤務実態を明らかにすること。

3. ハラスメントについて

・ハラスメント防止について、事業主に義務付けられた措置が講じられていない

◆指摘事項の概要

～「利用者支援」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①避難等訓練に関すること	27	36.9%
②施設設備に関すること	17	23.3%
③健康管理に関すること	12	16.4%
④基本方針に関すること	9	12.3%
⑤事故発生の防止及び発生時の対応	7	9.6%
⑥その他	1	1.4%
合計	73	—

◆指摘事項の主な例

1. 避難等訓練について

- ・避難及び消火訓練が月1回以上実施されていないので、これを実施すること。
- ・外部からの不審者等の侵入について対応マニュアルが作成されていないので、速やかにこれを作成するとともに、不審者等の侵入を想定した訓練を実施すること。

2. 施設設備について

- ・子どもの手の届くところに掃除道具や洗剤などを置かないこと。
- ・部屋の用途変更があるにも関わらず、変更届出が提出されていなかった。

3. 利用者の健康管理に関すること

- ・健診結果の記録が整備されていないので、これを整備すること。

◆指摘事項の概要

～「食事提供」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①給食の書類に関すること	3	100%
合計	3	—

◆主な指摘事項

1. 給食に係る書類について

- ・発注書が作成されていなかった。
- ・食材発注までの一連の流れが不明確であった。

→ 献立表から予定人数と換算割合を乗じて、廃棄量のある食品も考慮し、正確に発注すること。
併せて、予定人数及び献立表並びに発注業者を明確にした発注様式を作成、使用すること。

◆指摘事項の概要

～「施設会計」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①小口現金に関すること	2	40.0%
②保育所会計に関すること	2	40.0%
③会計処理に関すること	1	20.0%
合計	5	—

◆指摘事項の主な例

1. 小口現金について

- ・収納した金銭を、経理規程で定める期間を超えて金融機関に預け入れたので、実態との整合性を図ること。

2. 予算の執行及び資金等の管理に関する体制について

- ・統括会計責任者、会計責任者、固定資産管理責任者について、経理規程との不整合があるので、実態との整合性を図ること。

3. 会計処理について

- ・積立資産支出及び当期資金収支差額合計の合計額が収入決算額の5%を上回っているため、収支計算分析表を作成し、所轄庁へ提出すること。

指導監査結果の公表⑧

◆リモートヒアリングの実施状況（令和4年度：法人）

		法人数	実施数	実施率	備考	
対	象	数	195	11	5.6%	
主 な 文 書 指 摘 の 内 容	法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ○役員、評議員について、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことの確認が行われていない ○監事が理事会に出席していない、また、監事が理事会に出席した等の記録がない ○施設を管理・運営している法人で、理事のうちに、施設の管理者が含まれていない 				
	法人会計	<ul style="list-style-type: none"> ○統括会計責任者、会計責任者、固定資産管理責任者について、経理規程との不整合がある ○収納した金銭を、経理規程で定める期間を超えて金融機関に預け入れた 				
	文書指摘なし	4	---	---	---	---

※実施期間：令和4年7月下旬～9月上旬
 法人数：令和4年4月1日現在。監査実施数、文書指摘数は令和5年2月末現在。

指導監査結果の公表⑨

◆リモートヒアリングの実施状況（令和4年度：施設）

		施設数	実施数	実施率	備考
対	象 数	23	7	30.4%	
主 な 文 書 指 摘 の 内 容	職員処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○賃金規程に「別に定める」と規定された退職金規程が整備されていない ○就業規則上の「管理監督の地位にある者」の定義が不明確であった ○ハラスメント防止について、事業主に義務付けられた措置が講じられていない 			
	利用者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○避難及び消火訓練が月1回以上実施されていない ○入所時検診が実施されていない ○食育計画が作成されていない 			
	食事提供	指摘事項なし			
	施設会計	<ul style="list-style-type: none"> ○小口現金の保管限度額が経理規程に規定する金額を上回っている ○小口現金の管理が不適切（日々の記帳・残高照合が実施されていない） 			
	文書指摘なし	0	---	---	---

※実施施設、実施期間：保育所のみ。令和4年8月下旬～9月中旬
施設数：令和4年4月1日現在。

指導監査結果の公表⑩

◆指導監査の実施状況（令和3年度実績）

	社会福祉法人	社会福祉施設					
		施設計	内 訳				
			老 人	児 童	障がい	その他	
対 象 数	191	502	207	244	45	6	
実 施 数	13	15	0	14	0	1	
実 施 率	6.8%	3.0%	0%	5.7%	0%	16.7%	
文 書 指 摘 数 (件)	法人運営	16	---	---	---	---	---
	法人会計	13	---	---	---	---	---
	職員処遇	---	8	0	8	0	0
	利用者支援	---	18	0	18	0	0
	食事提供	---	0	0	0	0	0
	施設会計	---	5	0	5	0	0

※その他施設は、救護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設。

対象数は、令和3年4月1日現在。監査実施数、文書指摘数は令和4年2月末現在。

指導監査結果の公表⑪

◆リモートヒアリングの実施状況（令和3年度：法人）

		法人数	実施数	実施率	備考	
対	象	数	191	29	15.1%	
主 な 文 書 指 摘 の 内 容	法人運営	<p><主な指摘項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○定款記載内容と実際の実施事業が不一致(事業の追加モレ、廃止モレ) ○役員を選任について、理事会で候補者の選任が行われていなかった ○評議員の選任について、定款に定められた方法で選任されていなかった ○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借をしている場合に、地上権又は賃借権の設定が行われていない 				
	法人会計	<p><主な指摘項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本財産の建物やその他固定資産貸の器具等について、貸借対照表と固定資産管理台帳の間の記載内容が不一致 ○統括会計責任者、会計責任者、固定資産管理責任者について、経理規程との不整合がある ○随意契約を行う場合の手続きに不備がある 				
	文書指摘なし	9	---	---	---	---

※実施期間:令和3年8~10月

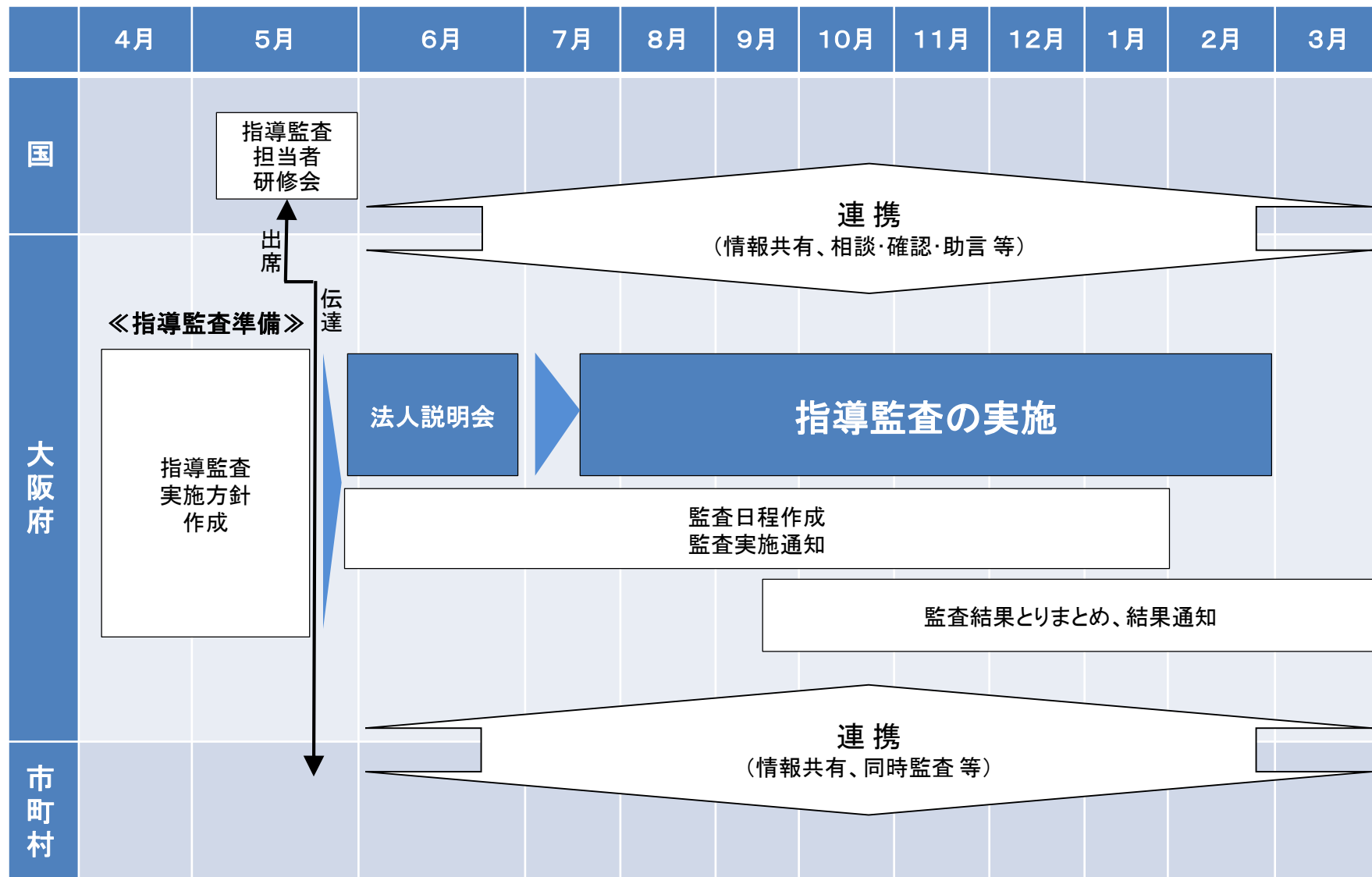
法人数:令和3年4月1日現在。監査実施数、文書指摘数は令和4年3月末現在。

大阪府の指導監査の概要

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、実地による監査を実施する。(事前書類の提出は継続)

	法人監査	施設監査
対象	社会福祉法人	社会福祉施設 保育所、認定こども園、児童養護施設、 障がい者支援施設、高齢者施設 等
目的	法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。	施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施して、適正な事業運営及び施設運営の確保を図る。
根拠法	社会福祉法第56条第1項 (法定受託事務)	社会福祉法第70条 他 (自治事務)
実施時期	7月下旬頃～2月末頃(予定)	同左
監査体制	福祉人材・法人指導課 1回あたり おおむね3人	福祉人材・法人指導課 及び 各施設所管課 1回あたり おおむね4人
監査項目	法人運営、法人会計	職員処遇、利用者支援、食事提供、施設会計

指導監査の流れ①



指導監査の流れ②

◆監査日程の作成

- ・庁内各施設所管課との調整(実施施設、日程、検査職員等)
- ・同行会計士との調整

◆府内市町村への情報提供

- ・合同監査の実施検討(指導対象法人・施設の状況を踏まえ、別日の実施も検討)

◆指導監査の実施通知

- ・原則、実施日の概ね3週間前までに法人等へ実施日時等の必要事項を通知(府監査要綱)

◆指導監査の実施

- ・府内市町村と同時監査の実施、会計士の同行 など

◆指導監査の結果通知

- ・改善報告書を作成のうえ、法人等に文書で結果を通知

◆改善報告の受理

- ・法人等から提出された改善報告書を受理

指導監査の準備

◆指導監査実施方針の作成

《令和5年度 大阪府社会福祉法人等指導監査 実施方針》～抜粋～

目的

- 法人監査・・・社会福祉法人に対する指導監査[法定受託事務]
社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し法令又は通知等に定められている法人として遵守すべき事項について、運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。
社会福祉法人指導監査実施要綱で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。
- 施設監査・・・社会福祉施設に対する指導監査[自治事務]
施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施して、適正な事業運営及び施設運営の確保を図るものとする。

監査実施期間 …令和5年7月下旬から令和6年2月末の間で実施予定。

監査体制 … 監査の種類ごとに、下記の体制で実施する。

- 法人監査…3名
- 施設監査…4～5名

市町村との連携による指導監査

市町村と指導権限等を共管する施設については、日頃から情報交換を行う等の緊密な連携を図り、同時監査の実施に努める(指導対象法人・施設の状況を踏まえ、別日の実施も検討)

特別監査

運営等に重大な問題を有する法人・施設を対象に随時実施する。
また、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない法人・施設に対して実施する。

◆施設監査における重点項目の設定

(1) 救護施設

- ① 感染症対応力の向上に関する事項
- ② 非常災害に関する具体的な計画の策定に関する事項
- ③ 定期的な避難・救助等の訓練の実施に関する事項
- ④ 消防法その他の法令等に規定された設備の設置に関する事項
- ⑤ 事故防止対策に関する事項

(2) 児童養護施設

- ① 個人情報取扱いに関する事項
- ② 子どもの権利擁護に関する事項
- ③ 防犯に係る安全の確保に関する事項
- ④ 非常災害対策や事故発生防止に関する事項

(3) 老人福祉施設

- ① 感染症対応力の向上に関する事項
- ② 高齢者虐待防止の取組や身体拘束に関する事項
- ③ 介護サービスの質の向上(人材育成・苦情解決を含む)に関する事項
- ④ リスクマネジメント(業務継続に向けた取組や事故発生防止)に関する事項

(4) 障がい者支援施設・障がい児入所施設

- ① 防犯、安全確保対策に関する事項
- ② 非常災害対策に関する事項
- ③ 事故防止対策に関する事項
- ④ 虐待防止対策に関する事項

(5) 保育所、幼保連携型認定こども園

- ① 施設内の虐待防止に関する事項
- ② 児童の送迎(通園)を目的とした自動車を運行する場合の安全対策に関する事項
- ③ 防犯に係る安全の確保に関する事項
- ④ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

(6) 全施設共通〔食事提供について〕

- ① 給与栄養目標量の設定に関する事項
- ② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関する事項

※「自己点検・自己評価表」サンプル

社会福祉法人運営
自己点検・自己評価表
(令和4年3月14日付改正
指導監査ガイドライン準拠)

令和5年度

法人名	社会福祉法人
評価した者の氏名	
評価年月日	

令和5年度

自己点検・自己評価項目		評価		
		出来ている	出来ていない	
I 法人運営	1. 定 款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。 (1) 定款の必要的記載事項(社会福祉法第31条第1項)が、事実上反するものとなっていないか。	1	2
		2 定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。 (1) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 (2) 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。 ※所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。	1	2
		3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。 (1) 定款を主たる事務所に備え置いているか。 (2) 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 (3) 公表している定款は直近のものであるか。	1	2
	2. 内部管理体制	1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。 (1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。 (2) 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。	1	2
		3. 評議員・評議員会	1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 (1) 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。	1
	-1 評議員の選任	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 (1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 (2) 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 (3) 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 (4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。 (5) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 (6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 (7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が、評議員となっていないか。 5分の1までとなっているか。	1	2
			1	2
			1	2
			1	2
			1	2
1			2	
1			2	